

ジャンボ宝くじ付き定期預金規定(2015年9月18日改訂)

お預入れのジャンボ宝くじ付き定期預金につきましては、本規定によりお取り扱いさせていただきます。

第1条 預入金額

ジャンボ宝くじ付き定期預金(以下「この預金」といいます。)の1口あたりの預入金額は、1百万円、3百万円、6百万円、9百万円の4通りとします。

第2条 預入期間

この預金の預入期間は3年です。

第3条 預金の預入れ

1. この預金口座への預入れは、普通預金口座からの振替えにより行ないます。
2. この預金口座には、手形、小切手、配当金領収証その他の証券などの取立てを必要とするものは、入金(預入れ)することができません。

第4条 自動継続

1. この預金は、満期日に、3年後の応当日を新たな満期日としたジャンボ宝くじ付き定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)の当社所定の利率に、継続日における当社所定の利率を加える方式により算定します。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
3. 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときは、その満期日。)までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第5条 利率の変更

この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。第6条1.においても同じ。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定します。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

第6条 利息

1. この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数、ならびに預入日における当社所定の利率(第5条により利率を変更したときは変更後の利率。継続後の預金については第4条2.の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日に指定口座に入金する方法により支払います。
2. 継続後の預金についても上記1.と同様の方法によります。
3. 継続を停止したときのこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算します。
4. 当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは、最後の継続日。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた

利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

5.この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第7条 預金の解約

この預金を解約するときは、当社所定の方式により行ないます。

第8条 届出事項の変更等

1. 印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったとき、または印章を失ったときは、ただちに当社に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 印章を失ったときのこの預金の元利金の支払は、当社所定の手続をした後に行ないます。このとき、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第9条 本人確認

この預金の解約、届出事項の変更等の際、使用されたパスワード、暗証番号、印章を当社届出のものと同様の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの届出に偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第10条 譲渡、質入れの禁止

1. この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
2. 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾するときには、当社所定の書式により行ないます。

第11条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当社に対する借入金等の債務と相殺するときに限り、当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺するときの手続きについては、次によるものとします。
 - (1)相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の書類をただちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務があるときには当該債務から、また当該債務が第三者の当社に対する債務であるときには預金者の保証債務から、それぞれ相殺されるものとします。
 - (2)前号の充当の指定のないときには、当社の指定する順序方法により充当します。
 - (3)第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがあるときには、当社は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺するときの借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到着した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。ま

た、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。

4. 第1項により相殺するときの外国為替相場については当社におけるこの相殺の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺するときにおいて借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限があるときにおいても相殺することができます。

以 上

(2015年9月18日現在)